

**茨城県伝統工芸品及び茨城県伝統工芸士紹介ウェブサイト制作委託業務の  
企画提案プロポーザルの公募に係る説明書**

令和5年10月10日に公告した茨城県伝統工芸品及び茨城県伝統工芸士紹介ウェブサイト制作委託業務の公募及び契約の締結等にあたり必要な手続等については、関係法令によるもののほか、この説明書によるものとする。

令和5年10月10日

**1 業務の概要**

(1) 業務名

茨城県伝統工芸品及び茨城県伝統工芸士紹介ウェブサイト制作業務

(2) 業務の目的

県が指定する伝統工芸品（以下、「県伝統工芸品」という。）及び県が認定する伝統工芸士（以下、「県伝統工芸士」という。）について、広く認知度向上及び県工芸品の販売促進を図る。

(3) 業務の内容

茨城県伝統工芸品及び茨城県伝統工芸士紹介ウェブサイト制作委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 提案額

671,000円（消費税及び地方消費税61,000円を含む。）を超えない範囲とする。  
なお、この額は当該事業の規模を指示するものであり、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第146条の規定に基づき作成する予定価格を示すものではないことに留意すること（予定価格は別途定める。）。

**2 参加者の資格に関する事項**

以下のすべての要件を満たすこと。

- (1) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要領（平成8年茨城県告示第254号）に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県への入札への参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 茨城県税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (5) 本委託業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号までに規定する者でないこと。
- (7) 過去に同種・類似の業務を実施した実績を有する者であること。

### 3 企画提案書の提出条件

#### (1) 提出書類及び提出部数

※PDFデータでの提出の場合は、各1部とする。

ア 企画提案提出書	(様式第1号)	1部
イ 会社・団体の概要	(様式第2号)	6部
ウ 同種又は類似の事業実績	(様式第3号)	6部
エ 企画提案書	(任意様式)	6部

以下の事項を記載すること。

1 実施方針	
2 業務内容に関する提案	・サイトの構成・展開・内容・デザインイメージ ・アクセシビリティ、ユーザビリティ ・セキュリティ対策、障害発生時の対応、保守管理 ・ページの更新・追加等の方法 ・リーフレットの構成、デザインイメージ その他 事業の企画・立案に関する考え方
3 実施体制 (要員配置、再委託等の有無、スケジュール等)	

オ 見積書	(任意様式)	6部
積算基礎が明確な経費見積額 (消費税等額を含む。) を提出すること。		
カ 資格要件に係る申立書	(様式第4号)	1部

#### (2) 提出方法

プロポーザルに参加しようとする者は、企画提案書等を持参、郵送、又はPDFデータのメール送信により必要書類を提出すること。

※郵送の場合、書留郵便等の配送の記録が分かる方法に限る。

※PDFデータのメール送信の場合、電話で送信確認を行うこと。

#### (3) 提出期限

令和5年10月31日 (火) 午後5時必着とする。

※ 受付時間は午前9時から午後5時まで (正午から午後1時までを除く。)

郵送の場合には、令和5年10月31日 (火) までに到着したものを有効とする。

#### (4) 提出先 (担当部局)

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6  
茨城県産業戦略部 技術振興局 技術革新課 地域産業振興室  
電 話：029-301-3585  
FAX：029-301-3599  
メール：shinkou@pref.ibaraki.lg.jp

### 4 業務委託候補者の選定方法

#### (1) 審査方法及び結果の通知

担当部局内に設置した審査委員会において、提出された企画提案書により、下記(2)の評価基準に基づいて審査する (プレゼンテーションは実施しない)。採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査は非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

(2) 企画提案を特定するための評価項目

①理解度	業務の目的、内容について十分に理解しているか。
②デザイン性・効果	提案内容にデザイン性がみられ、かつ、効果が期待できるものか。
③具体性・妥当性	提案内容に具体性、妥当性を伴っているか。
④実施体制	職員配置などの体制やスケジュールが事業を確実に遂行できるものとなっているか。
⑤同種業務の実績	同種業務の実績はあるか。
⑥総合評価	企画提案から受ける全体的な印象・期待度はどうか。

## 5 質問の受付

(1) 質問受付期間

令和5年10月10日（月）から10月18日（水）午後5時までとする。

(2) 質疑の提出方法

質問書（様式第5号）によりFAXで提出するものとする（提出先は、前記3（4）の担当部局と同じ。）。なお、質問書を提出したときは、電話で送付確認を行うこと。

(3) 回答方法

全ての質疑を一括して、令和5年10月24日（火）午後5時までにFAXにより回答する。  
なお、回答書の記載事項は、本説明書の追加又は修正とみなす。

## 6 その他

(1) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 本委託業務にかかる委託契約書作成の要否：要

(3) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。なお、提出された書類等は返却しない。

(4) プロポーザルの審査の内容に関しては、一切公表しない。

(5) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、企画提案書等を無効とするとともに、不利益処分を行うことがある。

(6) 企画提案書の審査は、提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、企画提案内容をそのまま委託するとは限らない。また、委託金額については、採用決定後、見積書を徴取し、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で決定する。